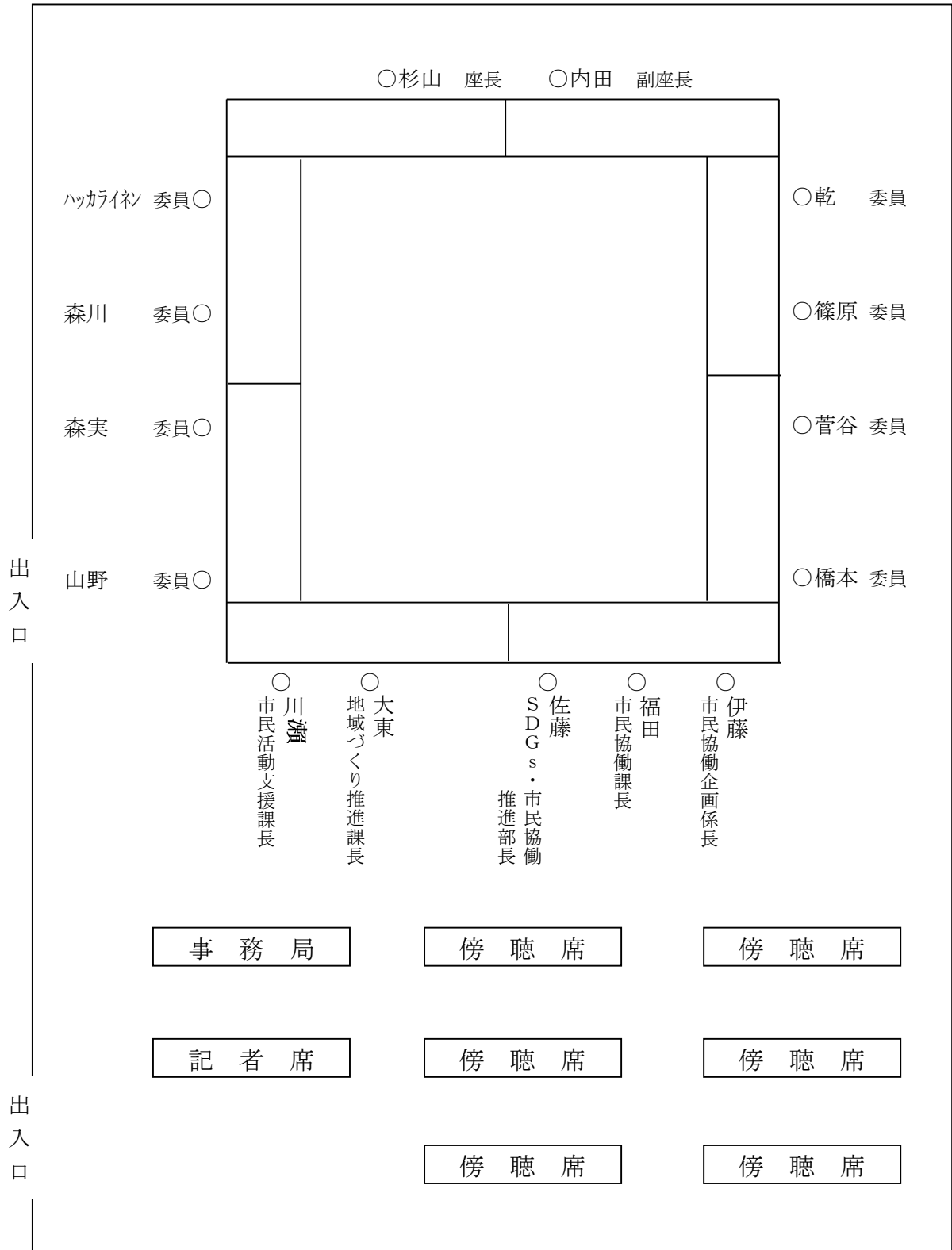


配 席 図

令和元年 7月 1日 (月)
職員会館かもがわ 中会議室



京都市市民参加推進フォーラム委員名簿

令和元年7月1日現在

氏名	職業等	委嘱期間(予定)
池田 あかね	市民公募委員	H30.4.1～R2.3.31
乾 明紀	京都光華女子大学 准教授	H31.4.1～R3.3.31
○内田 香奈	NPO法人 きょうとNPOセンター 法人経営本部 副統括責任者	H28.4.1～R2.3.31
金田 喜弘	佛教大学 福祉教育開発センター 講師	H30.4.1～R2.3.31
兼松 佳宏	NPO法人 グリーنز 理事	H27.4.1～R3.3.31
佐々木 達憲	市民公募委員	H30.4.1～R2.3.31
篠原 幸子	NPO法人 場とつながりラボ home's vi 理事	H30.4.1～R2.3.31
菅谷 幸弘	六原自治連合会 事務局長／六原まちづくり委員会 委員長	H29.6.1～R3.5.31
◎杉山 準	NPO法人 劇研 理事・事務局長	H26.4.1～R2.3.31
橋本 博子	市民公募委員	H31.4.1～R3.3.31
ハッカライネン ニーナ	市民公募委員	H30.4.1～R2.3.31
○壬生 裕子	同志社大学 政策学部 嘱託講師	H27.4.1～R3.3.31
森川 宏剛	NPO法人 京都景観フォーラム 理事	H30.4.1～R2.3.31
森実 賢広	京都新聞社 論説委員	R1.6.1～R3.5.31
山野 修平	京都青年会議所 理事長	H30.4.1～R2.3.31

※◎座長, ○副座長

(敬称略・50音順)

京都市市民参加推進条例(抄)

(フォーラム)

第 1 1 条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第 1 2 条 フォーラムは、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 1 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることできる。

京都市市民参加推進条例施行規則(抄)

(フォーラムの座長及び副座長)

第 9 条 京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第 1 0 条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第 1 1 条 フォーラムの庶務は、総合企画局で行う。

(フォーラムに関する補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

市民参加推進フォーラム活動の概要

役割

京都市の市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べる附属機関

全体会議

部会

議論を深めるため、必要に応じて設置。
部会の委員が参加

自主勉強会

フォーラムや部会の議論を補完したり、委員の自主的な学習機会を創出したりするため、適宜開催

議論の内容を深めるために、市民や職員から意見を聴くワークショップやヒアリングを必要に応じて実施

市民公募
委員サロン

本市の様々な附属機関等に在籍する市民公募委員が交流し、意見交換を行う場として開催。また、フォーラム委員が市民公募委員の実情を把握することも目的としている。全委員が参加・運営。